

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	年金生活者支援給付金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡市長

公表日

令和1年6月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務								
②事務の内容	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・給付金の認定の請求を受付し、日本年金機構へ送付する ・給付金の未支払分の請求を受付し、日本年金機構へ送付する ・届書等を受付し、日本年金機構へ送付する ・給付金対象者の所得情報等を日本年金機構へ提供する 								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	国民年金システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 請求、届出関係情報管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・請求書・届書等の受付・送付情報、認定結果を管理 2. 統計機能 <ul style="list-style-type: none"> ・請求書・届書等の受付件数等、統計用の集計表を作成 3. 庁内連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税情報等、年金生活者支援給付金に関する事務に必要な情報を取得 4. 所得情報収録機能 <ul style="list-style-type: none"> ・年金生活者支援給付金対象者に係る所得情報提供依頼に対して、対象者の所得情報を収録 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (業務共通基盤システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (業務共通基盤システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (業務共通基盤システム)									
システム2									
①システムの名称	業務共通基盤システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. ポータル機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能 2. システム間連携制御機能 <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能 3. 運用管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各業務システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各業務システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各業務システム)									
3. 特定個人情報ファイル名									
年金生活者支援給付金情報ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号利用法 <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第1の95の項 2. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・第38条及び第39条 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条 								

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない]
②法令上の根拠	—
<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保健福祉局生活福祉部保険年金課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福岡市内に住民登録をしている年金生活者支援給付金対象者及びその世帯員 (過去に福岡市内に住民登録をしていた給付金対象者を含む)
その必要性	個人番号による、年金生活者支援給付金に関する相談業務、請求書・届書等の受付業務等に対応するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号, その他識別情報: 対象者を正確に特定するため ・4情報, その他住民票関係情報: 請求書, 届書等の内容確認のため ・連絡先: 本人への連絡のため ・地方税関係情報: 年金生活者支援給付金の支給に係る審査に必要な所得情報等を日本年金機構に提供するため ・年金関係情報: 請求書等の受付・送付情報, 認定結果を管理するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月1日
⑥事務担当部署	保健福祉局保険年金課, 各区保険年金課, 早良区入部出張所, 西区西部出張所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局区政課, 財政局課税企画課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書, 届書等を受理し, 日本年金機構に送付 ・年金生活者支援給付金対象者情報の管理 ・日本年金機構における年金生活者支援給付金の支給に係る審査 	
④使用の主体	使用部署	保健福祉局保険年金課, 各区保険年金課, 早良区入部出張所, 西区西部出張所, 総務企画局情報システム課, 総務企画局システム刷新課
	使用者数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[50人以上100人未満]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="margin-right: 10px;">1) 10人未満</div> <div style="margin-right: 10px;">2) 10人以上50人未満</div> <div style="margin-right: 10px;">3) 50人以上100人未満</div> <div style="margin-right: 10px;">4) 100人以上500人未満</div> <div style="margin-right: 10px;">5) 500人以上1,000人未満</div> <div>6) 1,000人以上</div> </div> </div>
⑤使用方法		<p>以下の事務において特定個人情報を使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請求書, 届書等を受理し, 日本年金機構へ送付する事務 2. 日本年金機構から認定結果一覧表を受理し, 受理した請求, 届出等の内容と突合して結果を確認する事務 3. 年金生活者支援給付金対象者の所得情報等を日本年金機構へ提供する事務
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書, 届書等が提出された場合は, 基礎年金番号又は個人番号により突合を行い, 住民票関係情報, 地方税関係情報等を確認する。 ・年金生活者支援給付金対象者に係る所得情報提供依頼に対して, 基礎年金番号により突合を行い, 対象者の所得情報を収録する。
⑥使用開始日	平成31年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	共通基盤の運用・保守業務	
①委託内容	共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得, システムの稼働状況の監視, 障害・異常発生時の確認及び復旧, 自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立製作所	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託承認申請において, その必要性, 範囲, 要件について明記させ, 再委託の理由に妥当性があり, 再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ, 許諾している。
	⑥再委託事項	・システム問い合わせの対応 ・各種システム変更作業 ・課題対応
委託事項2	バックアップテープの遠隔地保管業務	
①委託内容	バックアップデータを記録した電磁的記録媒体を遠隔地に輸送・保存するもの。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立製作所	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	国民年金システムの運用保守業務	
①委託内容	国民年金システムの運用支援及びシステム改修作業等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社九州支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣(日本年金機構)
①法令上の根拠	1. 番号利用法 ・第9条第1項 別表第1の95の項 2. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 ・第38条及び第39条 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条
②提供先における用途	・年金生活者支援給付金対象者の異動の確認等 ・年金生活者支援給付金の支給に係る審査
③提供する情報	・年金生活者支援給付金対象者の異動情報 ・年金生活者支援給付金の支給に係る審査に必要な所得情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・年金生活者支援給付金対象者で異動があった者 ・認定の請求をした者及びその世帯員等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	週1～2回
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[]] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・特定個人情報は、データセンター事業者内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。
- ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。
- ・データセンターでは、以下の4か所の入口において入退管理を行い、それぞれの入口を通過するためには、個人ごとのICカードが必要となる。
 1. データセンター施設入口の関係者チェック
 2. データセンター入口のセキュリティゲート
 3. サーバー室入口の電子錠
 4. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠
- ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートは有人監視を実施しており、それぞれの入口には監視カメラを設置している。
- ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。
- ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、監視を行う。
- ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはサーバーラック内のテープライブラリに保管され、大規模災害等の復旧に備え、遠隔地保管される。特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、施錠容器に格納し、鍵付保管庫で保管している。

7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<宛名>

宛名番号 個人番号 世帯番号
氏名情報 生年月日 性別 続柄
住民区分 世帯主情報 住民となった事由
現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報
筆頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報

<年金基本>

宛名番号 基礎年金番号 旧年金番号

<年金連絡先番号>

電話番号

<年金生活者支援給付金受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 請求書種類 届書種類

<所得情報>

宛名番号 相当年度 賦課年度 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 控除対象者配偶者 障害者扶養数
特別障害者扶養数 年少扶養数 本人障害者区分 本人寡婦区分 本人勤労学生区分 公的年金収入
公的年金等雑所得 合計所得金額 純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除 非課税区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において請求・届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の記載となるようにする。 ・ unnecessary書類は受け取らないようにする。もし、 unnecessary書類を提出された場合は返却する。 ・請求・届出内容を国民年金システムへ入力後、請求書等の記載内容と入力内容とを突合し、確認を行う。 ・日本年金機構から送付されてくる認定結果一覧表とシステムへの入力内容（受付処理簿）を突合し、確認を行う。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書等へ記載を求める際には、特定個人情報を利用する理由を説明する。 ・様式に記入不要な箇所がある場合は、当該箇所に誤って記入することのないよう説明する。 ・国民年金システムを利用する必要がある職員に対し、ユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要がある。また、情報システム課に報告することになっており、必要な情報以外の情報の入手はできない。 <p>2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求・届出の窓口において、本人確認の手続きを厳格に行う。 ・システム端末により、住基システムの基本情報と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性確認を行う。 ・わかりやすい様式、記載例等により請求書等の記載ミスを防止する。 ・請求書等から特定個人情報を入力、削除または訂正をする場合は、必ず2重チェックを行うことで正確性を確保する。 ・入手した情報に疑義がある場合は、調査を行い、情報を修正する。 <p>3. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムは基幹系システム用の専用ネットワーク回線を利用することにより情報漏えいリスクを低減させている。 ・隣の窓口との間隔が狭い箇所等については、パーティションを設けるなど、のぞき見防止の処置を行う。 ・個人番号を記載した保存不要な書類等は、使用後は、シュレッダー等の処理を行う。 ・個人番号を記載した書類等は、鍵付の書庫、保管庫等に保管し、紛失等を防止する。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要のない情報については保有しない。 ・利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行う。 ・庁内連携により情報を入手する場合は、情報資産利用申請により利用する情報資産の、内容、目的、用途等について、情報資産所管課の承認を得る必要があり、情報システム課に報告することになっている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている </div> <div>2) 十分である</div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small><選択肢></small> 1) 行っている </div> <div>2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者識別カード及びパスワードによる認証を行う。 ・「情報セキュリティ共通実施手順」等において、適切な管理を行うよう定めている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている </div> <div>2) 十分である</div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項について、契約事項に定める。 <p>2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう職員・委託先等に対し指導する。 <p>3. その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく、「業務委託における個人情報及び情報資産の取り扱いに係る措置の基準」において、受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取り扱いについて、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならないとしている。</p> <p><個人情報・情報資産取扱特記事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持に関する事項 ・従業者の監督等に関する事項 ・作業場所の制限に関する事項 ・収集に関する制限に関する事項 ・使用及び提供に関する制限に関する事項 ・安全確保の措置に関する事項 ・複写・複製又は加工の制限に関する事項 ・再委託の制限に関する事項 ・委託業務終了時の返還、廃棄等に関する事項 ・報告及び監査・検査の実施に関する事項 ・事故発生時の報告に関する事項 ・事故発生時の公表に関する事項 ・契約の解除に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取り扱いに係る措置の基準」において、委託元の承認により第三者に委託する場合は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報が実施機関の委託に係るものであること、条例で受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させる旨定めている。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転については、番号利用法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。 ・「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて本市の担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取り扱いに係る利用・承認、あるいは合意の手続きを定めている。 ・ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。 		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1. 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容 「情報セキュリティ共通実施手順」に従い以下のとおり実施している。 (1) 庁内での移転については、法令上の根拠等を確認した上で、予め定められた提供機能及び範囲に限定することにより情報の提供・移転を制限する仕組みを構築している。 (2) 庁外への特定個人情報の提供については、番号利用法関係法令で定められた提出先に定められた事項についてのみ実施する。</p> <p>2. 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容 「情報セキュリティ共通実施手順」に従い以下のとおり実施している。 (1) 庁内での移転については、法令上の根拠等を確認した上で、予め定められた提供機能及び範囲に限定することにより情報の提供・移転を制限する仕組みを構築している。 (2) 庁外への特定個人情報の提供については、番号利用法関係法令で定められた提出先に定められた事項についてのみ実施する。 (3) 日本年金機構へ請求書等を提出する際は、複数人で宛先、内容を十分に確認する。</p>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<p>1. 物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターでは、施設入口の関係者チェック他、個人ごとにICカードによるサーバー室、サーバー設置場所による入室者管理及び監視カメラによるモニタリングを行っている。 ・入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、監視カメラによりサーバー室とサーバー設置場所の入口の間の空間を有人監視し、リモート開錠とICカード開錠の二重施錠を行っている。 ・サーバーは本市専用のサーバーラック内に設置し施錠され、サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外が開錠することはできない。 ・データセンターは、免震構造の建造物となっている。 ・電源に関しては2系統受電設備を有しており、全停電に備えて48時間以上稼働可能な自家発電設備を有している。 ・データ喪失については、全データのバックアップを2世代にわたり毎日設備内において行っており、週1回バックアップデータを磁気媒体に暗号化して出力し、遠隔地保管を行っている。 <p>2. 技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのオペレーションは磁気カードにより入退室管理を行い、業務システムとは分離された統合運用管理用のサーバーを介して端末機から実施する。 ・サーバーへ接続可能な端末機は、入退室管理を行った専用の場所により、他のサーバーと接続できない設定を行ったサーバーにリモート接続を行い、あらかじめ申請許可された者が操作する場合のみ、統合運用管理者が端末機からログイン後、端末機を使用させる。 ・サーバー及び端末機では操作の内容を記録しており、事前に申請があった場合以外は磁気媒体への書き込みはできない設定としている。 ・国民年金システムのネットワークは市の外部とは接続しておらず、隔離された環境である。 ・国民年金システムへのアクセスは限定された者のみ可能であり、アクセスログを保存している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出等をもとに、住民記録システムより情報を入手し、年金生活者支援給付金対象者情報の管理を行うため、保存する特定個人情報が最新の情報であることを担保できる。 <p>2. 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磁気ディスクの廃棄時は、「情報セキュリティ共通実施手順」に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読みだすことができないようにする。 ・帳票等の紙媒体については、内部で定められた期間保存した後、シュレッダー等の処置を行う。 		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>1. 研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取り扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取り扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。 <p>2. 各種周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。
10. その他のリスク対策	
-	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL 092-711-4129 FAX 092-733-5619
②請求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課 TEL 092-711-4242 FAX 092-733-5441
②対応方法	・問い合わせについては、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについては、定められたルールに基づき、担当部署への連絡・協議の上、対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局総務部医療年金課	保健福祉局生活福祉部保険年金課	事後	機構整備に伴う変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉局総務部医療年金課長	保健福祉局生活福祉部保険年金課長	事後	機構整備に伴う変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局医療年金課、各区保険年金課、早良区入部出張所、西区西部出張所	保健福祉局保険年金課、各区保険年金課、早良区入部出張所、西区西部出張所	事後	機構整備に伴う変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健福祉局医療年金課・各区保険年金課・早良区入部出張所・西区西部出張所・総務企画局情報システム課・総務企画局システム刷新課	保健福祉局保険年金課・各区保険年金課・早良区入部出張所・西区西部出張所・総務企画局情報システム課・総務企画局システム刷新課	事後	機構整備に伴う変更であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 保健福祉局 総務部 医療年金課 TEL 092-711-4235 FAX 092-733-5441	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課 TEL 092-711-4242 FAX 092-733-5441	事後	機構整備に伴う変更であり、重要な変更にあたらない。